

DVで悩んでいませんか？



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



心を傷つけることも暴力です。ひとりで抱えず、最初の一步を

DVは表面にあらわれず、周りが気づきにくい問題です。大切な人からDV被害を打ち明けられたとき、周りの人から相談されたとき、たとえ信じられない内容でも、まずは相手の話を受け止めましょう。「あなたも悪いんじゃない？」や「なぜ別れないの(離れないの)？」といった言葉は、相談者を再度傷つけてしまいます。「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と、伝えてください。話したり、相談してくれたりするのは、きっとあなたを信頼しているからこそ。被害を受けている人に気付いたら、下記の専門機関をご紹介します。

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者や交際相手など親密な関係にある又は親密な関係にあった人から、一方的に振るわれる暴力を意味します。

- 身体的暴力
殴る、蹴る、物を投げつける、刃物で脅す 等
- 精神的暴力
大声で怒鳴る、無視する、モラハラ 等
- 性的暴力
ポルノ画像を無理やり見せる、性行為の強要 等
- 経済的暴力
生活費を渡さない、外で働くことを禁じる 等
- 社会的暴力
外出を制限する、スマホを細かくチェックする 等

●デートDV(恋人間の暴力)
付き合いの中で、「ちょっと変」「こわい」と思うことがあったら、それはデートDVかもしれません。恋人からの暴力は、自分たちだけで解決するのは難しい問題です。ひとりで悩まず、ご相談ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の各種サービス

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度では、加入者が病院にかかったときの医療費を負担するほか、様々な給付サービスがあります。これらのサービスを受けるためには、世帯主や病院にかかった人からの申請が必要です。該当する場合は、早めに手続きを行ってください。



☎健康保険課国保・年金係 ☎271 (市役所1階)

高額療養費の支給

1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。※国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の加入者の年齢等によって、限度額や計算方法等が異なります。

はり、きゅう、マッサージの施術料

市の指定した施術所で、はり、きゅう等の施術を受けた場合、施術料の一部(1日1回900円、月5回が限度)を補助します。なお、加入者は補助額を差し引いた額を施術所で負担することになります。※指定施術所は上記にお問い合わせください。

インフルエンザ予防接種

国民健康保険被保険者(65歳未満)が、インフルエンザ予防接種に係る費用を医療機関に支払った場合、1,000円(1人1年度に1回まで)を助成します。※接種期間は10月から翌年1月末までです。※申請の受付は翌年度4月末までとなります。

申請に必要なもの

- ▶国民健康保険制度の場合
保険証、印鑑、世帯主名義の通帳、マイナンバーが分かるもの、その他の指定する書類
 - ▶後期高齢者医療制度の場合
保険証、印鑑、本人名義の通帳、マイナンバーが分かるもの、その他の指定する書類
- ※医療機関等への支払いや出生・死亡の翌日から2年を過ぎると、申請及び請求ができませんので、ご注意ください(インフルエンザ予防接種助成金の申請は接種した翌年度4月末までの受付です)。

出産育児一時金

国民健康保険加入者が妊娠12週以上で出産(死産・流産を含む)した場合、出産育児一時金が支給されます。

コルセット等の治療用装具代

医師が必要と認めた治療用装具の代金は、全額を支払ったあとで自己負担額を超えた金額の払戻しを受けることができます。

葬祭費

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の加入者が亡くなったときは、喪主に葬祭費が支給されます。

一部負担金の減免・徴収猶予

震災、風水害、火災等の災害によって重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等によって収入が著しく減少したときは、本人からの申請で医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免・徴収猶予を一定期間受けることができます(収入額には基準があります)。

交通事故などにあったときは

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をした場合は、保険証を使って治療を受けることができます。本来、加害者が負担するところを保険者(国保、後期高齢)が一時的に立て替え、あとで加害者等に請求します。必ず上記窓口へ届け出てください。※届出に必要な書類は上記に備付け又は市ホームページ(右記二次元コード)に掲載しています。



DVや性暴力で悩んでいる人へ 年齢・性別を問わず、相談できます

【性犯罪・性暴力】

内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

おおいた性暴力救援センター・すみれ
☎097-532-0330
夜間 午後8時～翌午前9時
※土・日曜日、祝日、年末年始はコールセンター対応。

24時間365日対応
(被害直後の緊急医療支援含む)

【配偶者・交際相手からの暴力】

内閣府 DV相談ナビ

は れ れ ば
#8008

【性犯罪被害相談】

警察庁 性犯罪被害相談電話

ハートさん
#8103

【人権侵害に関する相談】

大分地方法務局 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
平日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く。

【警察安全相談】

警察相談専用電話

#9110

大分県警察本部広報課

☎097-534-9110
平日 午前9時～午後5時45分
日田警察署生活安全課☎2131
平日 午前9時～午後5時45分

☎まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係☎7515 (市役所6階)